

議案第23号

基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月5日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第10条第1項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19

年法律第40号）の一部改正に伴い、法律の題名及び条項番号が改正されたため、基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を改正する必要がある。

平成29年9月14日原案可決